平成２３年（フ）第４３０号
群馬県渋川市赤城町栄748番地15
債務者　藤川　　忠
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
神奈川県南足柄市向田324番地
債務者　石川　勝美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６６号
神奈川県厚木市金田778番地１　マンションアドミール301
債務者　金谷　幸江
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５７８号
神奈川県南足柄市和田河原456番地　日比野ハイツ１－Ａ－２
債務者　山本　義勝
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８１号
神奈川県小田原市国府津2894番地の１　サーパス鴨宮410号
債務者　宮本　雅秀
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８３号
神奈川県小田原市多古362番地の４
債務者　大竹　尚人
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５９６号
神奈川県足柄上郡山北町山北1808番地
債務者　渡辺友実子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６０２号
神奈川県厚木市寿町２丁目７番16号　カーサコトブキＡ205
債務者　芝　　正和
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６０３号
神奈川県厚木市寿町２丁目７番16号　カーサコトブキＡ205
債務者　芝　スエコ
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３６号
神奈川県厚木市山際212番地１　ハイム中丸Ａ―101
債務者　大村　将人
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４２３号
相模原市中央区横山２丁目８番13号　ピア相模原101
債務者　遠藤　雅子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４６７号
相模原市南区下溝111番地１　サンハイムＢ102
債務者　橋本　政司
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４７５号
相模原市南区東林間２丁目19番17号　グリーンコーポ小田急相模原304号室
債務者　折本　　翠（旧姓増井）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４７６号
相模原市中央区上溝３丁目19番15号　パークサイド弐番館102
債務者　佐藤　由佳
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８２号
神奈川県座間市栗原中央１丁目29番17号
債務者　石井　綾子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８４号
相模原市南区相南４丁目11番５号　マップ相南203
債務者　平間　勝己
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８５号
相模原市中央区富士見４丁目８番９号　メゾン富士見202
債務者　吉浦　勝明
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部